

緊急事態宣言が発令されました

新型コロナウイルス感染症の 拡大を防止しましょう

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、国から都に対し、5月6日(休)までを効力期間とする、緊急事態宣言が発令されました。感染の拡大を抑えるため、一人ひとりがこの事態に危機感を持ち、次の対応を徹底し、責任ある冷静な行動をお願いします。

生活の維持に必要な場合を除く 外出の自粛を徹底してください

新型コロナウイルスに自らが感染しないよう、また、他の人にうつさないため、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出の自粛をお願いします。



3つの「密」を避ける行動を とってください

やむを得ず外出する場合は、人との間隔を2m以上空け、次の3つの条件が重ならないよう、工夫しましょう。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人の密集場所
- ③近距離で会話・発声する密接場面



板橋区医師会からのお願い

- 発熱・せきなどの体調不良を感じたら、まずは、かかりつけ医に電話で受診方法・家庭での過ごし方などをご相談ください
- 受診の際には、マスクを着用し、かかりつけ医から受診時間などの指定がある場合は、指定された時間に受診してください
- 受診相談の目安は、熱・せきが4日以上(基礎疾患がある方は2日以上)続く場合です。上記を満たさない場合でも、心配な方は、かかりつけ医に電話で、ご相談ください
- 一度受診したら、同じ医療機関で継続して受診してください。症状・診察所見の変化を的確に把握することができます
- 新型コロナウイルスのPCR検査は、肺炎などの重症者から実施されます。軽症者には実施されない場合もありますので、ご了承ください

※感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや、感染しやすい場所に外出することは避けてください。

区民のみなさんへお願い

- 通院・食料の買い出し・出勤など、生活の維持に必要な外出は、自粛の対象外です。生活必需品の販売店舗は、引き続き営業する予定ですので、不要な買いだめなどは控えてください
 - 公共交通機関は、日中の運行に変更はありません。性急な帰省などの移動は控えてください
 - テレワークを活用するなど、可能な限り在宅勤務をお願いします
- ※都から事業者への緊急事態宣言に伴う施設・店舗への休業要請などについては詳しくは、区ホームページをご覧ください。

相談窓口

新型コロナ受診相談窓口

板橋区保健所内相談専用電話

☎ **6905 - 6367**

(平日、8時30分～17時)

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター

☎ **5320 - 4592**

(平日17時～翌朝9時、土曜・日曜・祝日は24時間)

新型コロナウイルス感染症に関する区民の相談窓口

- 板橋区各健康福祉センター(区ホームページ参照)
- 東京都新型コロナコールセンター(9時～21時)…多言語(日本語・英語・中国語・韓国語)による相談 ☎0570-550571(ナビダイヤル)、聴覚障がいがある方の相談 ☎5388-1396
- 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口 ☎0120-565653(フリーダイヤル、9時～21時)

東京都緊急事態措置相談センター

☎ **5388 - 0567**

(9時～19時)

※相談窓口の電話番号は、変更する場合があります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

※区役所・赤塚支所・各区民事務所・各地域センター・各健康福祉センターなどの窓口業務(一部休業)、ごみの収集などは行います。

※主な区施設の休業情報などは、2面をご覧ください。

※最新情報は、区ホームページをご覧ください。

詳しくはこちらから▶



※4月8日時点の情報に基づき作成しています。